

史跡松本城サイン・動線計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業趣旨

現状の史跡松本城におけるサインは、必要な場所に解説サインや誘導サイン等が欠けていたり、デザインや配置等に統一性がなく、経年劣化により文字等が読みづらくなったものもある。

また、史跡松本城内の園路は、往時の御殿や蔵等の建物があつた場所が園路となっており、重要な場所が見どころとして認識してもらえていない状態である。

こうしたことから、松本城の価値や魅力をより一層理解してもらえるように、サイン計画と動線計画相互に整合が取れた一体的な計画を策定するものである。

2 業務委託期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務概要

(1) 業務名

史跡松本城サイン・動線計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「史跡松本城サイン・動線計画策定業務委託 特記仕様書」のとおり

(3) 業務対象範囲

往時の松本城内及び国宝旧開智学校校舎周辺の範囲

4 契約限度額

16,230千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、令和7年度の契約限度額は8,150千円とする。

5 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）の参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、プロポーザルによって受託者として選定された事業者が契約締結日までに下記の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失したものとし、契約を締結しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同第6条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

- (4) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加していること。
- (6) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤(組織、人員、体制、資金、及び資金等の管理能力、技術能力を含む)を有していること。
- (7) 過去10年(平成27年度から令和6年度まで)に、史跡、名勝、天然記念物のいずれかに関する計画、設計または施工における元請けでの受注実績を有すること。

6 参加の手続き

(1) 参加表明手続き

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下の書類を提出し、必ず参加意向の表明を行うこと。なお、令和7年度の松本市の入札参加資格を有する者は4について提出を省略できる。

提出書類	1	参加表明書(様式第1号)	1部
	2	誓約書(様式第2号)	
	3	企業概要(任意様式) ※住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)、商号及び氏名(法人にあっては名称及び代表者名、設立年月日)、事業概要を記載すること。なお、上記の内容を企業案内パンフレット等で記載している場合は、それに代えることができる。	
	4	(1) 登記事項証明書 (2) 印鑑証明書 (3) 国税の納税証明書 ※未納の税額がないことがわかる証明書 (4) 市税の納税証明書 ※松本市に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書 (5) 財務諸表の写し(提出日から直近のもの)	1部 ※松本市の入札参加資格を有していない場合 ※(1)~(4)は提出日から三か月以内のもの、コピー可
提出方法	持参または郵送 ※持参による場合は、平日午前9時~午後5時まで		
提出期限	令和7年7月15日(火)午後5時まで(必着)		
提出先	松本市文化観光部 松本城整備課(松本市役所大手事務所6階) 〒399-0874 松本市大手3丁目8番13号		

(2) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無にかかわらず、参加資格審査結果通知書を以下の期日までに電子メールにて送付する。

送付日 令和7年7月18日(金)

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。

なお、この書面の提出期限は、本市が通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までとする。説明を求められた当市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めたものに対し、電子メールにより回答する。

(3) 辞退方法

参加表明した後、参加辞退する場合、参加辞退届（様式第9号）を速やかに持参すること。

7 質疑応答等

(1) 質問書の提出

提出書類	質問書（様式第8号）
方 法	電子メール ※メールのタイトルは「(団体名) 史跡松本城サイン・動線計画策定業務委託質問書」とすること。 ※電子メールを送信後は必ず確認の電話を行うこと。 ※電話及び来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質疑は受け付けない。
受付期間	令和7年6月27日（金）から令和7年7月7日（月）午後5時まで
提出先	松本市文化観光部 松本城整備課電子メール m-seibi@city.matsumoto.lg.jp

(2) 質疑の回答

質疑に対する回答は、以下の期日までに質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

回答期日 令和7年7月11日（金）

8 提案書の提出について

提案資格が認められた者は、以下の書類を提出すること。

提出書類	1	企画提案書提出届（様式第3号）	1部
	2	企画提案書（任意様式）	・社名入り 1部
	3	当該業務実施にあたって重視する視点（様式第4号）	
	4	業務実績調書（様式第5号）	・社名無し 10部
	5	業務実施体制（様式第6号）	
	6	業務実施スケジュール（任意様式）	・電子データ 1部
	7	本業務に関する見積書（任意様式）	
	8	業務協力予定書（様式第7号） ※協力事業者に業務の一部を下請けする場合	1部

留意事項	審査の公正を期するため、社名なしの企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
提出方法	窓口、郵送 ※電子データはCDRまたはDVDとする
提出期限	令和7年8月12日（火）午後5時まで（必着）
提出先	松本市文化観光部 松本城整備課（松本市役所大手事務所6階） 〒399-0874 松本市大手3丁目8番13号 電子メール m-seibi@city.matsumoto.lg.jp （電話 0263-31-3369）

9 企画提案書

参加者は、以下について提案すること。

なお、用紙サイズはA4横向きとし、文字サイズは11ポイント以上とすること。

	提案内容	枚数
1	(1) 松本城大手門枡形跡広場から松本城天守までの動線(案)を提案すること (2) (1)の動線(案)上に必要なサインを示すこと なお、設置するサインの種類や示す内容が分かるように記載すること ※プレゼンテーションでは、提案した動線(案)のコンセプトや設定したルートの理由について説明すること	6ページ以内
2	案内サイン、解説サイン、誘導サイン、規制サインのデザイン案をそれぞれ提案すること	4ページ以内
3	「松本城太鼓門」の解説サインについて、解説文を含めたサインデザイン(形状や寸法)、設置位置、作成及び設置に係る概算額を提案すること	6ページ以内

10 審査方法（選定手順）

(1) 審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、庁内関係職員により組織する審査委員会で行う。

(2) 審査手順

プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリング審査は5者程度を上限に行うこととし、参加者が5者を大きく超えた場合は、書面審査（一次審査）を実施する場合がある。書面審査は提出された書類に基づき、参加者の業務遂行能力等を勘案しながら「13」評価項目及び内容に従い行う。

11 書面審査（一次審査）

(1) 実施日時

令和7年8月13日（水）～8月18日（月）

(2) 一次審査結果通知

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。

結果通知 令和7年8月20日（水）

12 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 実施日時

令和7年8月28日（木） 13：30（予定）

(2) 実施場所

松本市大手公民館（大会議室）

(3) 実施内容

ア 企画提案内容の説明（20分程度）

イ 質疑応答（10分程度）

(4) その他

ア 詳細については、別途参加者に通知する。

イ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

ウ 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

13 選定方法

(1) 審査方法

ア 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。

イ 技術評価点は、審査委員ごとに参加者の得点を計算し、全審査委員の合計得点とする。

ウ 価格評価点は、以下のとおりとする。

$$(\text{審査委員の人数} \times 10) \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$$

エ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

オ 審査委員による採点が同点の場合は、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(2) 失格

技術評価総得点の70%を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

(3) 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書等を無効とする。この場合において、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査結果の通知

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。

結果通知 令和7年9月1日（月）頃

(5) 評価についての申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して市役所閉庁日を除く3日以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

(6) 評価項目及び内容

ア 技術評価（720満点）

評価項目		評価内容	配点
技術評価	業務遂行能力 (160点)	以下の実績を有しているか ①同種業務 過去10年間に史跡、名勝、天然記念物のサイン計画・設計または動線計画の実績を有す（史跡等の整備基本計画で策定した内容を含む） ②類似の業務 過去10年間にサインまたは動線整備の実績を有す	80
		業務担当者に上記業務の経験を有する者が配置されている	40
		管理技術者等に技術士（都市及び地方計画）が配置されている	40
	事業理解度 (120点)	本事業の目的及び内容を理解し、松本城の目指すべき姿を理解しているか	120
	企画提案力 (360点)	城郭にふさわしい景観形成を考慮し、周辺と調和を図った意匠や色彩デザインであるか	120
		誰にでもわかりやすい内容のものであるか	80
		本業務を実施するにあたり、提案者が独自に必要な・効果的と考える手法等があるか	80
		提案されたデザインはコストや維持管理等も考慮されているか	80
	ヒアリング (80点)	業務への積極的な取り組み意欲や姿勢、質疑に対する対応状況、回答の明快さ等について総合的に評価する	80

イ 価格評価（80点満点）

評価内容	配点
（最低提案価格／当該提案価格）×80点	80

14 参加資格者の失格

- (1) 前記5参加資格を満たしていないことが判明、または満たされないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (4) 見積り額が、業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 契約の締結

- (1) 契約相手方
契約候補者として選定した者と市が協議し、本業務に係る随意契約を行う。この場合において協議が不調の場合には、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。

17 全体スケジュール

内 容	期 日
① 公告	令和7年 6月 27日（金）
② 質疑締切	同 7月 7日（月）
③ 質疑回答	同 7月 11日（金）
④ 参加表明締切	同 7月 15日（火）
⑤ 提案資格確認結果の通知	同 7月 18日（金）
⑥ 技術提案書募集締切	同 8月 12日（火）
⑦ 一次審査終了	同 8月 18日（月）
⑧ 一次審査結果通知	同 8月 20日（水）
⑨ プレゼンテーション・審査委員会	同 8月 28日（木）
⑩ 審査結果通知	同 9月 1日（月）
⑪ 契約締結時期	同 9月上旬頃

18 その他

- (1) 一括再委託は原則不可とする。ただし、参加者において全ての業務履行が不可能である場合、協力事業者（共同事業者）に業務の一部を下請けすることは許容する。

- (2) 参加に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提案書提出期限後の書類の差替え、訂正又は再提出は認めない。
- (4) 審査結果については、異議申し立ては認めないものとする。
- (5) 本要領に定めのあるもののほか、事務の取り扱いに関し必要な事項は市長が定める。
- (6) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された候補者が本要領に示された失格事項に該当することになった場合、当該候補者と契約を締結しないものとする。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (7) 提出された書類等の返却は行わない。
- (8) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (9) 技術提案等の作成、提出並びにプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。
- (10) 技術評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、参加者を対象に再提案を求める。
- (11) 参加者は、提出書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

19 問い合わせ先

担 当	松本市文化観光部 松本城整備課 黒田、福畠
住 所	〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所6階
電 話	0263-31-3369
電子メール	m-seibi@city.matsumoto.lg.jp